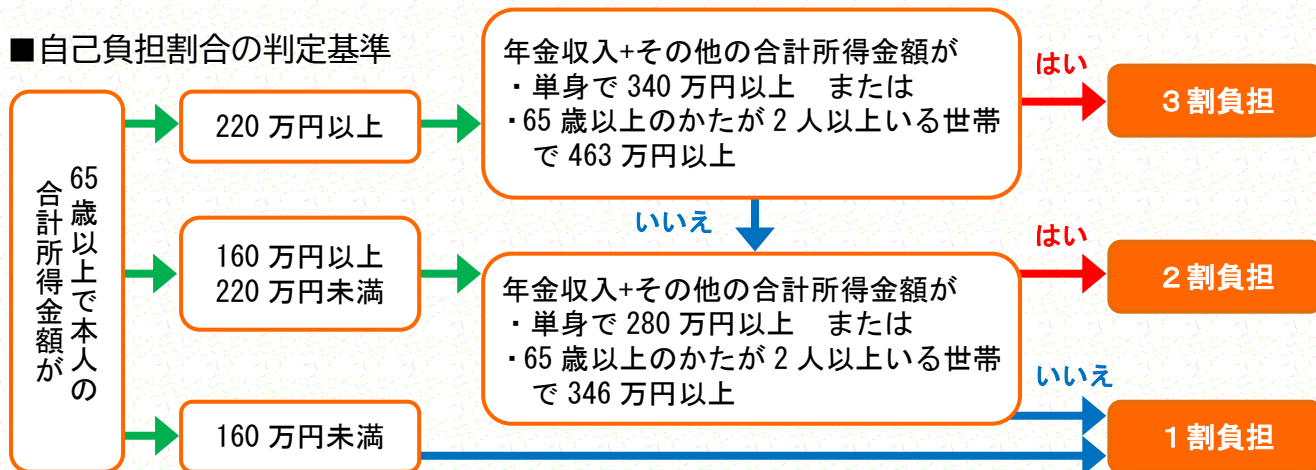


介護サービスの種類と費用

- ・介護保険のサービスを利用したときの自己負担は、1割～3割です。ここでは、自己負担1割の費用をめやすとして示しています。
- ・実際にかかる費用は、利用する事業者の体制やサービスの内容などにより異なります。



※住民税非課税のかた、40歳から64歳のかたは、1割負担です。

居宅サービス

自宅での生活を中心に利用するサービスです。要介護のかた・要支援のかたが利用できます。

要介護1～5のかたが利用できるサービス（介護サービス）

🔑居宅介護支援

ケアマネジャー（介護支援専門員）にケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

⇒ケアプランの作成及び相談は、無料です。

🔑訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパー（訪問介護員）に自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

〔身体介護〕 食事、入浴、排せつのお世話など。

〔生活援助〕 住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理など。

⇒自己負担（1割）のめやす

身体介護（20分～30分未満利用1回当たり） 244円

生活援助（20分～45分未満利用1回当たり） 179円

※本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

🔗訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1回当たり） 1,266円

🔗訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当や点滴の管理をしてもらいます。

⇒自己負担（1割）のめやす（30分～1時間未満利用1回当たり）

病院・診療所から 573円（令和6年6月～：574円）

訪問看護ステーションから 821円（令和6年6月～：823円）

🔗訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などの専門職に訪問してもらい、自宅でリハビリ（機能回復訓練）を受けます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1回当たり） 307円（令和6年6月～：308円）

🔗通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。また、個別機能訓練・口腔機能向上・栄養改善などのメニューも選べます。

⇒自己負担（1割）のめやす（7～8時間未満利用1回当たり）

658円～1,148円

🔗通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。また、口腔機能向上・栄養改善などのメニューも選べます。

⇒自己負担（1割）のめやす（7～8時間未満利用1回当たり）

757円～1,369円（令和6年6月～：762円～1,379円）

🔗福祉用具貸与

自立した生活をするため、以下の福祉用具の貸し出しが受けられます。

①手すり ②スロープ ③歩行器 ④歩行補助つえ ⑤車いす ⑥車いす付属品

⑦特殊寝台 ⑧特殊寝台付属品 ⑨床ずれ防止用具 ⑩体位変換器

⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫移動用リフト ⑬自動排せつ処理装置

※要介護1のかたは、①～④のみ利用できます。

※⑬は、要介護4・5のかたのみ利用できます。

<変更> 令和6年4月から、一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。

次の①～④については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャー（介護支援専門員）からの提案により、貸与と購入を選択できます。

①固定用スロープ ②歩行器（歩行車を除く） ③単点つえ（松葉づえを除く）

④多点つえ

特定福祉用具購入

指定を受けている事業者から、以下の福祉用具を購入した場合に、購入費用の7割～9割が支給されます。年間10万円が上限で、その1割～3割が自己負担です。（毎年4月1日から1年間）

- ① 腰掛便座 ②入浴補助用具 ③簡易浴槽 ④自動排せつ処理装置の交換部品
- ⑤排せつ予測支援機器 ⑥移動用リフトのつり具の部分

居宅介護住宅改修

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対し、費用の7割～9割が支給されます。20万円が上限（原則1回限り）で、その1割～3割が自己負担です。なお、住宅改修のサービスを受けるには、着工前に申請が必要です。

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。連続して利用できるのは30日までです。

⇒自己負担（1割）のめやす（1日当たり）

多床室	603円～884円
従来型個室	603円～884円
ユニット型個室・ユニット型個室的多床室	704円～987円

※食費・日常生活費・滞在費は自己負担となります。なお、低所得のかた（住民税非課税世帯のかた）の負担軽減制度があります。詳しくは、施設サービスの「所得が低いかたの居住費・食費の負担軽減（特定入所者介護サービス費）」をご覧ください。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居しているかたが受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1日当たり） 542円～813円

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。連続して利用できるのは30日までです。

⇒自己負担（1割）のめやす（1日当たり）

多床室	830円～1,052円
従来型個室	753円～971円
ユニット型個室・ユニット型個室的多床室	836円～1,056円

※食費・居住費（滞在費）・日常生活費は自己負担となります。なお、低所得のかた（住民税非課税世帯のかた）の負担軽減制度があります。詳しくは、施設サービスの「所得が低いかたの居住費・食費の負担軽減（特定入所者介護サービス費）」

をご覧ください。

🔗 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1回当たり）

医師・歯科医師の場合（月2回まで）	514円
医療機関の薬剤師の場合（月2回まで）	565円
薬局の薬剤師の場合（月4回まで）	517円（令和6年6月～：518円）
歯科衛生士等の場合（月4回まで）	361円（令和6年6月～：362円）

■ 要介護度ごとの利用限度額

介護保険のサービスは、原則として利用料の1割～3割が自己負担となりますが、要介護度ごとに1か月に利用できる限度額が決められています。限度額を超えてサービス利用した分は全額自己負担となります。

要介護度	利用限度額（1か月）
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※ただし、特定福祉用具購入・居宅介護住宅改修・居宅療養管理指導・特定施設入所者生活介護は上記に含まれません。

要支援 1・2 のかたが利用できるサービス（介護予防サービス）

☞ 介護予防支援

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

⇒介護予防ケアプランの作成及び相談は、無料です。

☞ 介護予防訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1回当たり） 856円

☞ 介護予防訪問看護

看護師などに訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や必要な診療の補助などを受けます。

⇒自己負担（1割）のめやす（30分～1時間未満利用1回当たり）

病院・診療所から 552円（令和6年6月～：553円）

訪問看護ステーションから 792円（令和6年6月～：794円）

☞ 介護予防訪問リハビリテーション

専門職が訪問し、自宅で自立した日常生活を営むことができるように、自分で行える体操やリハビリなどの指導を受けます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1回当たり） 307円（令和6年6月～：298円）

☞ 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。また、運動機能向上や口腔機能向上、栄養改善などのメニューも選べます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1か月当たり） 2,053円～3,999円

（令和6年6月～：2,268円～4,228円）

☞ 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。連続して利用できるのは30日までです。

⇒自己負担（1割）のめやす（1日当たり）

多床室 451円～561円

従来型個室 451円～561円

ユニット型個室・ユニット型個室的多床室 529円～656円

※食費・居住費（滞在費）・日常生活費は自己負担となります。なお、低所得のか

た（住民税非課税世帯のかた）の負担軽減制度があります。詳しくは、施設サービスの「所得が低いかたの居住費・食費の負担軽減（特定入所者介護サービス費）」をご覧ください。

☞ 介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。連続して利用できるのは30日までです。

⇒自己負担（1割）のめやす（1日当たり）

多床室	613円～774円
従来型個室	579円～726円
ユニット型個室・ユニット型個室的多床室	624円～789円

※食費・日常生活費・滞在費は自己負担となります。なお、低所得のかた（住民税非課税世帯のかた）の負担軽減制度があります。詳しくは、施設サービスの「所得が低いかたの居住費・食費の負担軽減（特定入所者介護サービス費）」をご覧ください。

☞ 介護予防福祉用具貸与

自立した生活をするため、以下の福祉用具の貸し出しが受けられます。

①手すり ②スロープ ③歩行器 ④歩行補助つえ

☞ 特定介護予防福祉用具購入

指定を受けている事業者から、以下の福祉用具を購入した場合に、購入費用の7割～9割が支給されます。年間10万円が上限で、その1割～3割が自己負担です。（毎年4月1日から1年間）

①腰掛便座 ②入浴補助用具 ③簡易浴槽 ④自動排せつ処理装置の交換部品
⑤移動用リフトのつり具の部分

☞ 介護予防住宅改修

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対し、費用の7割～9割が支給されます。20万円が上限（原則1回限り）で、その1割～3割が自己負担です。なお、住宅改修のサービスを受けるには、着工前に申請が必要です。

☞ 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1回当たり）

医師・歯科医師の場合（月2回まで）	514円
医療機関の薬剤師の場合（月2回まで）	565円
薬局の薬剤師の場合（月4回まで）	517円（令和6年6月～：518円）
歯科衛生士等の場合（月4回まで）	361円（令和6年6月～：362円）

④ 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居されているかたが受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1日当たり） 183円～313円

■ 要介護度ごとの利用限度額

介護保険は、原則としてサービス費用の1割～3割が自己負担となりますが、要介護度ごとに1か月に利用できる限度額が決められています。限度額を超えてサービス利用した分は全額自己負担となります。

要介護度	利用限度額（1か月）
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円

※ただし、特定介護予防福祉用具購入・介護予防住宅改修・介護予防居宅療養管理指導・介護予防特定施設入所者生活介護は上記に含まれません。

施設サービス

施設に入所して利用するサービスです。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。要支援のかたは、利用できません。

要介護3～5のかたが利用できるサービス

☞介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅では介護ができないかたが対象の施設で、日常生活の介助などを受けます。

⇒施設サービス費自己負担（1割）のめやす（1か月当たり）

多床室 21,960円～26,130円

従来型個室 21,960円～26,130円

ユニット型個室・ユニット型個室的多床室 24,450円～28,650円

※上記のほかに居住費・食費・日常生活費がかかります。

※平成27年4月から、新規入所は原則として要介護3以上のかたが対象です。

ただし、平成27年3月末までに入所した要介護1・2のかたは、引き続き入所できます。

要介護1から5のかたが利用できるサービス

☞介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要なかたが対象の施設で、介護や機能訓練などを受けます。

⇒施設サービス費自己負担（1割）のめやす（1か月当たり）

多床室 23,790円～30,360円

従来型個室 21,510円～27,960円

ユニット型個室・ユニット型個室的多床室 24,060円～30,540円

※上記のほかに居住費・食費・日常生活費がかかります。

☞介護医療院

医療と介護が一体的に受けられます。主に長期にわたり療養が必要なかたが対象の施設です。

⇒施設サービス費自己負担（1割）のめやす（1か月当たり）

多床室 24,990円～41,250円

従来型個室 21,630円～37,890円

ユニット型個室・ユニット型個室的多床室 25,500円～41,760円

※上記のほかに居住費・食費・日常生活費がかかります。

■施設サービスを利用したときの費用の支払い

施設サービス費の自己負担分（1割～3割）に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{施設サービス費の} & + & \text{居住費} & + & \text{食費} & + & \text{日常生活費} & = & \text{自己負担} \\ \text{1割～3割} & & & & & & \text{(理美容代など)} & & \end{array}$$

■所得が低いかたの居住費・食費の負担軽減（特定入所者介護サービス費）

所得が低いかた（住民税非課税世帯のかた）に対しては、本人及び配偶者の年金収入及びその他の所得、資産に応じて居住費・食費の自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。給付を受けるには申請が必要です。

軽減は施設サービスのほか、短期入所生活介護及び短期入所療養介護（それぞれ介護予防を含む）の滞在費・食費においても適用されます。

居住費・食費の自己負担限度額（1日当たり）

※令和6年7月まで

区分		居住費				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床型	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額、年金収入額の合計が80万円以下のかた	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階 ①	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額、年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下のかた	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階 ②	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額、年金収入額の合計が120万円を超えるかた	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合、または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※預金額等が以下の場合には、該当になりません。

第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

第2段階：単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合

第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合

第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※住民票上、世帯が異なる（世帯分離している）配偶者の所得も判断材料とします。

※婚姻届を提出していない事実婚も配偶者の範囲に含みます。

※虚偽の申告により不正に支給を受けた場合は、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

居住費・食費の自己負担限度額（1日当たり）

※令和6年8月から

区分		居住費				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床型	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税 非課税で、老齢福 祉年金を受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	世帯全員が住民税 非課税で前年の合 計所得金額、年金収 入額の合計が80万 円以下のかた	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階 ③	世帯全員が住民税 非課税で前年の合 計所得金額、年金収 入額の合計が80万 円を超え120万以 下のかた	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階 ④	世帯全員が住民税 非課税で前年の合 計所得金額、年金収 入額の合計が120万 円を超えるかた	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

※（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合、または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※預金額等が以下の場合には、該当になりません。

第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

第2段階：単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合

第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合

第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※住民票上、世帯が異なる（世帯分離している）配偶者の所得も判断材料とします。

※婚姻届を提出していない事実婚も配偶者の範囲に含みます。

※虚偽の申告により不正に支給を受けた場合は、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

地域密着型サービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。基本的には利用者は市の住民に限定され、市が事業者の指定や監督を行います。

要支援1～要介護5のかたが利用できるサービス

☞ 認知症対応型通所介護

認知症と診断された高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（7～8時間未満利用した場合） 861円～1,427円

☞ 小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅へ来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。なお、利用は登録が必要で、訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・福祉用具貸与（それぞれ介護予防サービスも含む）を除いて、他の居宅サービスを受けることはできません。

⇒自己負担（1割）のめやす（1か月当たり） 3,450円～27,209円

※上記のほかに食費・日常生活費・宿泊費がかかります。

要支援2～要介護5のかたが利用できるサービス

☞ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1日当たり） 749円～845円

※上記のほかに居住費・食費・日常生活費がかかります。

要介護1～要介護5のかたが利用できるサービス

📌 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などをすることで随時対応も受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1か月当たり）

介護と看護を利用 7,946円～28,298円

介護のみ利用 5,446円～24,692円

📌 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回で介護を受けられる訪問介護、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる随時対応の訪問介護などがあります。

⇒自己負担（1割）のめやす（1か月当たり） 989円

📌 看護小規模多機能型居宅介護

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」（介護と看護）、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1か月当たり） 12,447円～31,408円

※上記のほかに食費・日常生活費・宿泊費がかかります。

📌 地域密着型特定施設入所者生活介護

定員 29 人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1日当たり） 546円～820円

※上記のほかに食費・日常生活費・居住費がかかります。

📌 地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（7～8時間未満利用1回当たり）

753円～1,312円

※上記のほかに食費・日常生活費がかかります。

要介護3～要介護5のかたが利用できるサービス

④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

⇒自己負担（1割）のめやす（1日当たり）

多床室 745 円～887 円

従来型個室 745 円～887 円

ユニット型個室・ユニット型準個室 745 円～971 円

※上記のほかに居住費・食費・日常生活費がかかります。